

## グローバル社会における 企業と人権問題

坂井華奈子

グローバル化が進む今日の社会では、企業活動において商品やサービスが国境を越えることはもちろん、生産過程も国際化し、労働者、工場などの立地する地域の住民や消費者などとの間に発生し得る人権問題について、各国の法律だけでは対応しきれなくなっている。本稿ではこの問題について知るための日本語資料を紹介する。

横田洋三編『国際人権入門』（法律文化社、2008年）は国際社会における人権問題に関する入門書として読みやすい。国際人権の意味、歴史的・形成過程から国際的な制度に始まり、マイノリティ、子ども、女性、難民などのような個別の人権問題についても書かれており、第10章が「経済活動と国際人権」である。巻末には人権問題に関連する条約・略語一覧と索引が付されている。当館では初版しか所蔵していないが、2013年に改訂第2版が刊行されている。

企業と人権の問題を語る際に「企業の社会的責任」(Corporate Social Responsibility: CSR) というキーワードを耳にしたことのある方も多いだろう。ヒューライツ大阪としても知られるアジア・太平洋人権情報センターは、『アジア・太平洋人権レビュー』の2004年版の第1部で「企業の社会的責任と人権」を特集しており、国連やILO（国際労働機関）など国際機関による指針づくりの動向などを紹介している。2010年版では再度「企業の社会的責任と人権の諸相」という特集を組み、企業、労働組合、弁護士の役割、地方自治体、人権NGOなど多様な視点から論じている。また、同センターウェブサイトでは、「企業と人権」という項目 (<https://www.hurights.or.jp/japan/aside/business-and-human-rights/>) を設けており、「企業と人権」リンク集からは関連する基準・ガイドラインの原文、日本語訳や関連サイトが参照できる。

国連グローバル・コンパクト（UNGC）は、この問題への取り組みのなかでも早くから検討されてきたも

ののひとつである。耳慣れない言葉かもしれないが「グローバル・コンパクト」とは国際的な契約、盟約ととらえることができるだろう。1999年、各国の政治・行政・財界のトップが一堂に会する世界経済フォーラムの年次総会で、アナン事務総長（当時）が行った演説で使われたのが初めとされる。UNGCでは「人権」・「労働」・「環境」・「腐敗防止」に関する原則へ賛同する企業や各種団体のトップが署名することで、自発的にこの問題に取り組むことを約束するものである。現時点で162カ国から約1万3000の団体（うち企業は約9000）が署名しており、UNGCウェブサイト (<https://www.unglobalcompact.org/>) で詳細をみることができる（英語）。

江橋崇編著『グローバル・コンパクトの新展開』（法政大学現代法研究所、2008年）は350ページにおよぶ本格的な研究書であり、第1部「国連グローバル・コンパクトをめぐる国際的・国内的環境」、第2部「現場からの人権政策研究」から成り、各章は研究者、企業や国際機関、人権団体の関係者らによって執筆されている。また「GC基本資料一覧」として関連文書の概要とアクセス方法がまとめられている。

新興国へ進出する企業は多いが、そのような国では人権を守る法律などの制度や政府の力が弱く問題が生じやすい。企業と被害者や人権団体が対立に陥り、UNGCのような自発的な取り組みでは解決が難しい問題について国際社会はどう対処すべきか。「企業と人権」に関する国連事務総長特別代表に就任したジョン・G・ラギーは「保護・尊重・救済の枠組」と「ビジネスと人権に関する指導原則」を打ち出した。ラギーのコンセプトは多くの国際機関などに取り入れられ大きな影響を与えている。海野みづえ著『新興国ビジネスと人権リスク：国連原則と事例から考える企業の社会的責任（CSR）』（現代人文社、2014年）はこの枠組と指導原則がどのようなもので、日本のビジネスにどう利用できるのか、豊富な実例を交えつつ方向性を示している。『アジア研ワールド・トレンド』2014年5月号（No. 223）でも「新興国・途上国におけるビジネスと人権——国家・企業・市民として——」と題した特集が組まれており、アジア経済研究所学術研究リポトリ (<https://ir.ide.go.jp/>) から無料でダウンロード可能である。

（さかい かなこ／アジア経済研究所 図書館）